

障がいのある方へ各種手当などのお知らせ



障がいのある方には各種手当・助成制度があります。該当すると思われる方は、申請してください。

▽特別障害者手当 重度の障がいのため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方が対象です。
▽身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい重複している方かそれと同じ

障がいがある方などの軽自動車税(種別割)の減免

障がいがある方のために使用する軽自動車などの税金は、障がいの等級など一定の要件を満たした場合、申請することで減免(全額免除)となります。詳しくは、お問い合わせください。

- ▽期日 5月31日(金)まで
▽場所 課税課市民税係
▽持ち物 軽自動車税(種別割)納税通知書、交付を受けている手帳、運転免許証(減免を受ける軽自動車などを運転される方のもの)
▽その他 減免は、障がい者1人につき1台(普通自動車などで減免を受けている方は受けられません)
▽問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

等の疾病・精神障がいがある方(手帳を取得していなくても可)
▽施設入所者、病院などに3か月を超えて入院している方は対象外です。所得限度額超過者は、支給停止になります。

●支給額：月額2万8840円
▽障害児福祉手当 重度の障がいのため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方が対象です。
▽身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい重複している方かそれと同等の疾病・精神障がいがある方(手帳を取得していなくても可)

※施設入所者、障がいを理由とする公的年金受給者は対象外
●支給額：月額6万円
▽心身障害者福祉手当 次のいずれかの障がいのある方が対象です。
①20歳以上で、身体障害者手帳

市民税・都民税納税通知書等、軽自動車税(種別割)納税通知書の発送のお知らせ

▽給与から引き落とし(給与特別徴収)の方
●発送日：5月13日(月)
※市から事業主宛てに送付しますので、勤務先などから税額決定通知書を受領してください。

●発送日：6月7日(金)
※市から各個人に送付しますので、支払方法などを確認してください(非課税の方には、送付しません)。

▽納付書払い・口座振替(普通徴収)の方、年金から引き落とし(年金特別徴収)の方
●発送日：6月7日(金)
※市から各個人に送付しますので、支払方法などを確認してください(非課税の方には、送付しません)。

課税証明書・非課税証明書の発行
発行日 課税の方法で、課税

です。所得限度額超過者は支給停止になります。
●支給額：月額1万5690円
▽重度心身障害者手当 次のいずれかの障がいのある方が対象です。
①重度の知的障がい、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方
②重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方
③重度の肢体不自由者で、両上肢、両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な方
④65歳以上の新規申請者、所得限度額超過者、施設入所者、病院などに3か月を超えて入院している方は対象外です。

●支給額：月額7千円
▽心身障害者(児) 交通費等助成金 身体障害者手帳3級以上もしくは愛の手帳3度以上の方が対象です。
●施設入所者は対象外です。
●支給額：月額2400円
▽申込み・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

2級以上、愛の手帳3度以上、脳性まひか進行性筋萎縮症の方
②20歳以上で、身体障害者手帳3・4級か、愛の手帳4度の方
③20歳未満で、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、脳性まひか進行性筋萎縮症の方
●65歳以上の新規手帳取得(更新)者、所得限度額超過者、施設入所者は対象外です。
●支給額 ①：月額1万5500円、②・③：月額7千円
▽心身障害者(児) 交通費等助成金 身体障害者手帳3級以上もしくは愛の手帳3度以上の方が対象です。
●施設入所者は対象外です。
●支給額：月額2400円
▽申込み・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

令和6年度の軽自動車税(種別割)納税通知書の送付

書・非課税証明書の発行はできません。
4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に送付します。
●発送日 5月1日(水)



課税証明書
発行日 課税の方法で、課税

問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

2024年台湾東部沖地震救援金を受け付けています



市では、4月3日に発生した台湾東部沖での地震を受け、救援金箱を設置しています。お預かりした救援金は、日本赤十字社を通じてお届けします。
▽救援金箱設置
●期間：6月21日(金)まで

●時間：平日午前8時30分～午後5時15分
●場所：市役所本庁舎1階、五日市出張所
●その他：直接口座へ振り込む方は、日本赤十字社のホームページをご覧ください。
▽問合せ 総務課庶務係

委員募集

国民健康保険 運営協議会委員

この協議会は、国民健康保険制度の適正かつ円滑な運営を推進することを目的として、制度に関する重要事項について、市長の諮問を受けて、審議するものです。
▽応募資格 市内在住であきる野市国民健康保険に加入している20歳以上の方(令和6年5月1日現在)
▽募集人数 4人
▽任期 7月1日から令和9年6月30日まで
▽協議会の開催回数 年3回程度(平日夜間予定)
▽報酬 9500円(協議会1回当たり)

年をかけて、市の環境の保全などに取り組むに当たっての目標や基本的な方向性を示す「環境基本計画」を改定します。本計画に、市民の皆さんや事業者の皆さんの声を反映するため、委員を募集します。
▽応募資格 市内在住・在勤・在学中で18歳以上の方(令和6年4月1日現在)
▽募集人数 6人以内
▽任期 委嘱の日から計画の策定に関する職務が終了するまで

▽協議の開催回数 年間4回程度(平日日中予定)
▽報酬 年額1万8千円
▽応募方法 5月28日(火)(必着)までに次の書類を送付するか直接窓口にお持ちください。
●あきる野市環境基本計画市民検討委員会(市民公募)応募用紙
※応募用紙は、環境政策課、生活環境課で配布しています。
※市ホームページからもダウンロードできます。
●作文(テーマ①②③のいずれか1つを選択、1200字程度、様式自由)
①「あきる野市の環境と生物多様性について」(自然環境分野)
②「あきる野市の環境と資源循環型社会について」(生活環境分野)
③「あきる野市の環境と気候変動対策について」(エネルギー環境分野)

農業委員、農地利用最適化推進委員

▽募集人数 各1人
▽任期 任命の日から令和8年8月31日まで
▽応募方法 5月28日(火)(当日消印有効)までに推薦書か、応募申込書に必要事項を記入の上、送付するか直接窓口にお持ちください。
※募集要項、推薦書、応募申込書は農林課、五日市出張所で配布しています。
※市ホームページからもダウンロードできます。
▽応募・問合せ あきる野市農業委員会事務局(農林課農政係、〒190-0814 二宮350)

※他の委員会などの公募委員になつていない方は除く。
※提出された応募書類は返却しません。
※選考内容の公表はしません(農業関係の委員を除く)。

あきる野市環境基本計画 市民検討委員

市では、令和6年度から2か